

# 先端ビジネスロープログラム講演会のお知らせ ウエストロー・ジャパン セミナー

主催：東京大学先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム

共催：ウエストロー・ジャパン株式会社

FinTech や AI、データなど、法と最先端のテクノロジーの接点が増えています。法と法律家のあり方はどのように変わっていくのか？ 法学の研究や教育はどのように対応すればよいのか？ ウエストロー・ジャパン株式会社との共催で、最前線で活動する実務家・研究者の方をお招きして、講演会を開催します。奮ってご参加下さい。

ご挨拶



Westlaw Japan is deeply honored to co-sponsor this very meaningful event with the Advanced Business Law Program of the University of Tokyo. As the market leading IT services provider in the Japan legal industry, we have envisioned to hold this seminar for the legal research, practice and business industry in Japan, designed to recognize and provide insights on the past, present, and future of legal technology in this era of digital transformation. We are thrilled to take part in opening this dialogue with the University of Tokyo and we very much look forward to contributing to the growth and innovation of legal education and legal profession in Japan.

Young Sun Bang

President & Representative Director, Westlaw Japan K.K.

**講師**：早稲田大学大学院法務研究科 教授 石田京子氏  
**題目**：リーガルテックと法規制 — 弁護士法 72 条問題を中心に  
**日時**：2023 年 2 月 3 日 (金) 17:00~18:45  
**備考**：Zoom Webinar を利用し、オンラインにて開催いたします。  
参加ご希望の方は、当日正午までに  
<https://forms.gle/vRJFP4iBEmQ4jyg78> からお申し込みください。  
当日の午後、ご登録のメールアドレスに URL 等ご案内をお送りします。



**講演概要**：本講演では、現在議論が高まりつつある、リーガルテックと弁護士法 72 条をめぐる問題についてお話しします。弁護士法 72 条は、弁護士資格を有しない者によるリーガルサービスの提供を原則として禁止しています。では、リーガルテックと本条の関係はどのように考えるべきでしょうか。リーガルテックの発展を阻害せずに弁護士法 72 条の規律の目的を達成するにはどのような施策が必要なのか、リーガルテックが発展しているアメリカの例も参照しつつ、検討します。

**講師紹介**：国際基督教大学教養学部卒業、東京工業大学大学院社会理工学研究科修了（学術修士）、ワシントン大学博士課程修了（LL.M・Ph.D）。2007 年早稲田大学比較法研究所助手、2009 年早稲田大学大学院法務研究科助教、2012 年同研究科准教授、2020 年より現職。研究分野は法専門職倫理、司法に関する実証研究、ジェンダー法研究。近年の著書として『リーガル・コンサルティングの理論と臨床技法』（共著、北大路書房 2022 年）、『民事訴訟の実像と課題 -- 利用者調査の積み重ねが示すもの』（共編著、有斐閣 2021 年）、『新時代の弁護士倫理』（共著、有斐閣 2020 年）など。



【問い合わせ先】

東京大学大学院法学政治学研究科  
先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム事務局  
<https://ablp.j.u-tokyo.ac.jp/event.html>  
[ablp@j.u-tokyo.ac.jp](mailto:ablp@j.u-tokyo.ac.jp)